行動要請対象の高リスク国・地域

2025 年 10 月

（仮訳）

高リスク国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制に重大な戦略上の欠陥を有する。高リスクと特定された全ての国・地域に関して、FATF は、厳格な顧客管理を適用することを加盟国・地域に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。そして、極めて深刻な場合には、各国・地域は、高リスク国・地域から生じる資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融のリスクから国際金融システムを保護するため、対抗措置の適用を要請される。このリストは対外的に、しばしばブラックリストと呼ばれる。2020 年２月以降、イランは、自身のアクションプランの状態に重要な変更が無いことを 2024 年１月、８月及び 12 月及び 2025 年 8 月に報告した。高まる拡散金融リスクを考慮し、FATF は、これらの高リスク国・地域に対する対抗措置の適用を改めて要請する。

対抗措置の適用が要請される国・地域

北朝鮮（DPRK）

FATF は、過去 10 年の FATF 声明に基づき、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策の体制における重大な欠陥に継続して対処していないこと、及び大量破壊兵器の拡散や拡散金融に関連した DPRK の違法な行為によってもたらされた深刻な脅威について、引き続き憂慮している。

FATF は、2011 年以来、全ての国が DPRK より生じる資金洗浄・テロ資金供与・拡散金融の脅威から金融システムを保護するために、国連安保理決議に基づく、対象を特定した金融制裁を強固に実施し、以下の対抗措置を適用することの必要性を、継続的に繰り返し表明してきた。

・DPRK 系銀行とのコルレス関係を終了すること
・自国内の DPRK 系銀行の子会社及び支店を閉鎖すること
・DPRK の個人との業務関係及び金融取引を制限すること

こうした要請にもかかわらず、DPRK は国際金融システムとのつながりを強めて

おり、FATF が 2024 年２月に指摘したように、拡散金融（PF）リスクを高めている。このことは、DPRK に対する更なる警戒と、これらの対抗措置を新たに実施・執行することを要請する。国連安保理決議 2270 号で規定されているように、DPRK は制裁違反を目的として、フロントカンパニー、シェルカンパニー、ジョイント・ベンチャー、および複雑で不透明な所有構造を頻繁に利用している。そのため FATF は、加盟国・地域およびすべての国に対し、DPRK および DPRK の代わりに取引を促進する能力に対して、厳格な顧客管理を適用するよう慫慂している。

また FATF は、特に次期相互審査が勧告１および IO.11 に基づく PF リスクを適切に評価するよう各国に求めていることから、報告された金融面でのつながりの拡大に伴う拡散金融リスクの増大について適切に評価し、説明するよう各国に強く求める。DPRK に関連する PF リスクの評価を裏付けるための信頼できる情報を入手する能力は、最近の北朝鮮制裁委員会専門家パネルのマンデートの終了によって妨げられている。したがって、FATF は、DPRK を対象とした金融制裁を遵守するための措置および DPRK に対する対抗措置の実施を監視する。

イラン

FATF は、イランが資金洗浄・テロ資金供与の対策体制上の欠陥に対処することを目指すため、FATF に再び関与したことを認識する。2016 年６月、イランはアクションプランを通じてこれらの欠陥に対処するとのハイレベルな政治的コミットメントを示したが、2018 年１月にアクションプランの履行期限が到来した。

2019 年 10 月、イランにアクションプランの進捗がないことを踏まえ、FATF は、イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する強化した金融監督の実施、金融機関によるイラン関連の取引に係る強化した報告体制又は体系的な報告の導入、イランに所在する全ての支店・子会社に対して金融グループが強化した外部監査を行うことを求めることを加盟国に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求めた。2020 年２月以降、イランがアクションプランに完全に対応していないことを踏まえ、FATF は、勧告 19 に則した効果的な対抗措置を適用するよう加盟国に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求めている。

2025 年９月、イランは FATF に対し、国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）の批准に関する最新情報を提供した。FATF はイランの提出と関与に留意する一方で、現時点では、イランがパレルモ条約に付した留保事項は過度に広範であり、イラン国内におけるパレルモ条約の遵守は FATF 基準に沿っていないと評価して

いる。また、FATF は、イランが 2016 年以降、アクションプランの大部分に対処できていないことにも留意している。

イランの核不拡散義務の不遵守に関する国連安全保障理事会決議を踏まえ、FATF は全ての国・地域に対し、イランに起因する拡散金融リスクに対処するための FATF 基準に基づく義務を改めて想起させる。さらに、イランによるテロ資金供与及び拡散金融の脅威が継続していること、また同国のアクションプランが未了であることを踏まえ、FATF は以下の措置を含む、イランに対する効果的な対抗措置を講じるよう、改めて加盟国に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求める。

・懸念国の金融機関の子会社、支店、または駐在員事務所の設置を拒否すること、または適切な資金洗浄・テロ資金供与対策体制を有しない国の金融機関であることに留意すること

・金融機関による懸念国における支店または駐在員事務所の設置を禁止すること、または適切な資金洗浄・テロ資金供与対策体制を有しない国に、支店又は駐在員事務所が所在することになる点に留意すること

イランは、アクションプラン全体が完了するまで、FATF の「行動要請対象の高リスク国・地域」に係る声明に引き続き掲載される。FATF が既に述べたように、イランが FATF 基準に沿ってパレルモ条約およびテロ資金供与防止条約を批准し、履行した場合、FATF は対抗措置を一時停止するか否かを含め今後の措置を決定する。

イランがアクションプランの更なる進捗を示さない場合、FATF は追加の次なる措置を検討する可能性がある。

FATF は、イランに対し、FATF と協力し、アクションプランについて早急に更なる進捗を図り、以下の事項に全面的に対処するよう強く推奨する。
①「他国による占領を終焉させ、植民地主義、及び人種差別主義の根絶を図る」指定団体への適用除外の削除を含め、テロ資金供与を適切に犯罪化すること、
②関連する国連安保理決議に沿ったテロリストの資産の特定及び凍結を行うこと、
③適切かつ強制力のある顧客管理制度を確保すること、
④当局が無許可の資金移動業者を如何に特定し、制裁を課しているかについて

証明すること、
⑤FATF 基準に沿ってテロ資金供与防止条約を批准及び履行し、パレルモ条約の批准及び履行が FATF 基準に沿っていることを確保し、また司法共助を提供する能力を明確にすること、そして
⑥電信送金が送金人及び受取人の完全な情報を含んでいることを金融機関が証明することを確保すること。

対象となる国・地域から生じるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域

FATF は、以下の法域に対して、対抗措置ではなく厳格な顧客管理の適用を要請する。

ミャンマー

2020 年２月、ミャンマーは戦略上の欠陥に対処することにコミットした。ミャンマーのアクションプランは 2021 年９月に履行期限が到来した。

2022 年 10 月、アクションプランの履行期限を１年過ぎても進展がなく、アクションプランの大半の項目が対応されていないことを踏まえると、FATF は、手続きに沿ってさらなる行動が必要となり、加盟国・地域及び他の国・地域に対し、ミャンマーから生じるリスクに見合った厳格な顧客管理の適用を要請することを決定した。FATF は厳格な顧客管理の一環として、取引や活動が異常に、もしくは疑わしく見えるか否かを判断するために、金融機関は、取引関係のモニタリングの程度と性質を高めるべきであると要請している。もし 2026 年２月までに更なる進捗が見られない場合、FATF は対抗措置を検討する。

全体的な進捗は依然として遅れているものの、ミャンマーは最近、差し押さえた財産が没収されるまでの間、その価値を保全するための管理に関して進捗を得た。しかしミャンマーは、FATF のアクションプランの実施に早急に取り組み、下記を含む戦略上の欠陥に対処すべきである。

（１） 法執行機関による捜査において金融インテリジェンス情報の活用を強化したことを示すこと、及び資金情報機関（FIU）による対策の執行のための分析及び分析情報の配信を増やすこと
（２） 資金洗浄が同国のリスクに沿って捜査・訴追されることを確保すること

（３） 国境を越えて行われた資金洗浄の事案の捜査を国際協力の活用で行っていることを示すこと
（４） 犯罪収益、犯罪行為に使用された物、及び/又はそれらと同等の価値の財産の凍結・差押え、及び没収の増加を示すこと

厳格な顧客管理措置を適用する際は、各国は、人道支援、合法的なNPO活動及び送金のための資金の流れが阻害されたり抑制されたりしないことを確保すべきである。特に、ミャンマーにおける地震救援活動に関して、FATFは、勧告の実施が、NPOに不釣り合いに悪影響を及ぼさないこと、更に市民社会と人道的支援の提供を不当に妨げないことを確保する重要性を認識する。FATFはまた、ミャンマーの資金洗浄・テロ資金供与対策活動が正当な資金の流れに対して過度な審査を適用していないかについて、引き続き監視する。

同国がアクションプランを完全に履行するまでは、行動要請対象国のリストに引き続き掲載される。

（以上）